

ハートフォード生命、熊本ファミリー銀行で 「アダージオ 3WIN」を販売開始

－同行が取り扱う当社変額個人年金保険は 2 タイプに－

[2007年11月26日]

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、本年11月26日より、株式会社熊本ファミリー銀行（本店：熊本県熊本市、取締役頭取：鈴木 元）において、変額個人年金保険「アダージオ3WIN」の販売を開始します。これにより、同行においては、本年10月22日より販売開始した変額個人年金保険「アダージオV3」に加え、当社の商品ラインアップが拡充されることになります。

ハートフォード生命は、幅広い市場調査を基に、お客様の退職後に向けた経済的ニーズにお応えするために本年2月に「アダージオ 3WIN」を発売しました。「アダージオ 3WIN」は、発売以来、順調に販売チャンネルを拡充しており、販売会社の数は、今回の熊本ファミリー銀行を含めると計 35 社となります。

「アダージオ 3WIN」は、商品名の「3WIN」が表すように、「安定的な資産成長」、「運用成果の確定」、「一時払保険料相当額の最低保証」という 3 つの特長（WIN）が盛り込まれています。

販売金融機関	株式会社 熊本ファミリー銀行
販売開始日	2007年11月26日
販売商品の名称	「アダージオ 3WIN」
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用の目標値を基本保険金額の 120%・130%・140%・150% から設定可能。最低 5 年の運用期間が経過した時点で目標値到達後、運用成果を自動的に確定し、早期に受取開始 ● 10 年の運用期間中に、設定した目標値に到達せず、下限値（基本保険金額の 80%）以下にも到達しなかった場合、運用期間満了時の積立金額もしくは一時払保険料相当額のいずれか大きい方を年金原資で最低保証 ● 積立金額が運用期間中に下限値（基本保険金額の 80%）以下となった場合、その時点で自動的に運用を終了。年金受取期間 15 年の確定年金で年金受取総額により一時払保険料相当額を最低保証

*「アダージオ 3WIN」は商品の総称です。同商品は 2003 年 9 月に発表した商品「変額個人年金保険 II 型 2003」に、多機能付年金特約を付加したものです。

「アダージオ 3WIN」(変額個人年金保険Ⅱ型 2003・多機能付年金特約)
変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高、解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 変額個人年金保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - 解約、一部解約をした場合や資産残高が基本保険金額の80%以下に到達後に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること(元本割れリスク)があります。
 - 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、資産残高に対して年率2.45%の割合で資産残高から毎日控除されます。
 - 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率0.5195%(税抜0.50%)程度の割合で信託財産から毎日控除されます。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
 - 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
 - 解約手数料：ご契約日および増額日からその日を含めて7年未満の解約、一部解約をした場合にかかります。ご契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額※の7%~1%の割合で解約日の資産残高または一部解約請求額から控除されます。
- ※ 解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- * この商品にかかる費用の合計額は、「運用期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用)」と「年金受取期間中の費用(「年金管理費)」」の合計額となります。また、特定のお客様には「解約手数料」がかかります。

ハートフォードおよびハートフォード生命保険株式会社について

フォーチュン100社の1社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所取引コード: **HIG**、以下「ハートフォード」)は、米国で最も由緒ある大手保険および金融サービス会社の1つであり、ミューチュアル・ファンドを含む投資金融商品をはじめ、各種生命保険、団体年金、団体生命保険、自動車保険、住宅保険、法人向け損害保険などを提供しています。2006年における収入は約265億ドルに達しています。ハートフォードは、日本、ブラジル、英国で国際事業を展開しています。ハートフォードに関する詳細な情報についてはウェブサイト(www.thehartford.com)をご覧ください。ハートフォード生命保険株式会社は、ハートフォードの日本法人です。

『年金の達人®』ハートフォード生命は、お客様が退職後の大切な資産を有効に運用・活用して、経済的に安心してすごしていただけるように、最適なソリューションを提供するトップ・ブランドを目指し、2000年8月に設立されました。2007年3月末現在の変額個人年金保険の特別勘定資産残高は約3兆6,646億円となっています。当社に関するより詳細な情報については、ウェブサイト(www.hartfordlife.co.jp)をご覧ください。

以上

* * *

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思ひます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2006 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。